

新型コロナウイルスによる感染拡大予防策について

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言期間が延長され、不要不急の外出を控える方針が打ち出されるなか、生活や事業の維持に必要な融資の申請件数が増加し、これに伴い、住民票や税証明等の交付申請件数の増加が見込まれます。

市民が、新型コロナウイルスに感染するリスクを少しでも低下させるため、以下の対策を行います。

1 目的

新型コロナウイルスに関連した住民票や税証明の発行手数料及び郵送請求時の郵送料を無料とすることで、郵送交付を可能とし、市民の不安を払拭しつつ、生活や事業の再建を支援します。

2 対象とする証明書

- (1) 市民課：住民票の写し、印鑑登録証明書
- (2) 市民税課：所得証明書、納税証明書、市税完納証明書、固定資産証明書
※各手数料1通300円

3 支援策

証明書等の発行手数料及び返信郵送料の無料化

緊急事態宣言が出された期間について、生活維持のための融資の手続きに必要な証明書について、発行手数料を減免(無料化)することで、郵送交付を可能とし来庁を不要とします。また、公平性の観点から、窓口請求分についても無料とします。

※上記(1)(2)の対応からは八土業、債権者、法人を除く。

4 実施期間

- (1) 郵送請求分：令和2年5月1日～緊急事態宣言期間まで
(緊急事態宣言期間の消印まで有効)
- (2) 窓口請求分：令和2年5月7日～緊急事態宣言期間まで

5 その他

市民税関連につきましては、別途総務常任委員会でも報告をしております。